

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第四十五号

##### 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の九第一項第五号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

##### 附 則

この条例は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。